**第１６回日韓青少年冬季スポーツ交流事業プロポーザル実施要項**

１　目　的

　　　この要項は、「第１６回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（受入）」（以下、「この事業」という。）を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店をプロポーザルにより選定するにあたり必要な事項を定める。

２　委託する業務の概要

（１）この事業の名称　第１６回日韓青少年冬季スポーツ交流事業受入

（２）委託業務の内容　第１６回日韓青少年冬季スポーツ交流事業受入委託業務仕様書による。

３　募集期間

　　　　平成２９年 ９月 ４日（月）から　９月 １５日（金）午後４時まで

４　参加資格

　　　参加資格は次のとおりとする。

（１）日本国内の旅行代理店のうち、長野県内に本店・支店又は営業所を置く法人であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定に該当しないものであること。

（３）県税その他の租税の滞納がない法人であること。

（４）長野県会計局長から、「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

（５）長野県建設部長から、「長野県建設工事等入札参加者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）」に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

（６）長野県暴力団排除条例（平成２３年長野県条例第２１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（７）宗教活動や政治活動を目的とする法人及び団体でないこと。

（８）法人の役員が次のいずれかに該当する者でないこと。

①破産者で復権を得ない者。

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

（９）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

①　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づき、更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、長野県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

③　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（10）長野県スポーツ会館等で行うプレゼンテーション及び業務遂行のために行う打合せに参加を求められた場合、参加できる者であること。

（11）過去３年以内に国、地方自治体又は公益財団法人日本体育協会等と本件と類似する同規模以上の業務について契約を締結した実績を有する者であること。

５　質問の受付及び回答

　　　この事業について質問のある場合は、下記期間中に文書（ファクシミリ又は電子メール）のいずれかによって提出すること。電話による質問には原則応じないが、簡単な確認や緊急でやむを得ない場合は対応する。

（１）質問受付期間　　平成29年8月21日（月）から9月14日（木）9:00～16:00（土曜日・日曜日を除く。）

（２）質問回答日　　随時行うとともに、ホームページにも掲載する。

６　企画書の提出

　　　プロポーザル企画書（別紙様式２～１０）及び関係書類をＡ４判縦型２０枚以内にまとめ、平成２９年

９月１５日（金）午後４時までに下記あて原本１部、副本６部（写しで可）を持参又は郵送で提出すること。なお、郵送する場合は、事前に電話連絡すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 〒380-0872　長野市南長野聖徳545-1  　　　　　　公益財団法人長野県体育協会　事務局長　宛て |

７　プレゼンテーション

　　　提出されたプロポーザル参加申込書を書類選考のうえ、参加の可否については平成２９年９月２１日（木）までに通知する。

　　　なお、プレゼンテーションは、次により行う。

（１）日　　時　　平成２９年９月２２日（金）午後　※時刻は参加の可否と併せ通知する。

（２）会　　場　　長野県スポーツ会館会議室（予定）

（３）方　　法　　持ち時間は1社につき２０分程度（説明１５分　質疑５分程度）とし、提出したプロポーザル参加申込書に基づき行うこととする。

（４）注意事項　　・1社からの参加者は３名以内とする。

　　　　　　　　　・プレゼンテーションは、総括責任者が主に行うものとする。

８　審査及び結果の通知

（１）提出された書類は、本会に設置した選定委員会において審査する。なお、審査経過については公表しないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

（２）選定委員会は、下記の審査項目について採点を行い、合計得点の最も高いところを選定する。

　　①組織体制

　　②緊急時の対応

　　③個人情報の保護

　　④コンセプト

　　⑤宿泊

　　⑥レセプション

　　⑦食事

　　⑧移動

　　⑨選手団イベント

　　⑩通訳

　　⑪会場確保

　　⑫見積額

（３）審査の結果は、平成２９年９月２７日（水）までに通知する。

９　プロポーザルに係るスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 申請受付期間 | 平成２９年９月４日（月）から９月１５日（金）午後４時まで |
| 質問受付期間 | 平成２９年８月２１日（月）から９月１４日（木）9:00～16:00 |
| 書類選考の結果通知 | 平成２９年９月２１日（木）までに通知 |
| プレゼンテーション | 平成２９年９月２２日（金）午後　時刻は書類選考結果と併せ通知 |
| 選考結果の通知 | 平成２９年９月２７日（水）以降に通知予定 |

10　留意事項

（１）次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがあります。

　　ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

　　イ　申請すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

　　ウ　申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

　　エ　虚偽の内容が記載されているとき。

　　オ　本協会職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

（２）重複申請の禁止

　　　申請法人ごとに１申請とします。複数の申請はできません。

（３）申請内容変更の禁止

　　　提出された書類の内容を変更することはできません。（軽易な誤りなど、本協会が承認する場合を除く。）

（４）申請の辞退

　　　申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

（５）情報公開

　　　申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあります。

11 その他

（１）この事業の業務委託契約（本会会計規程第１７条１号により随意契約）は、本会と選定された旅行代理店との間で協議の上、締結する。

（２）契約の際は、見積書に記載された経費項目について、除外又は追加する場合がある。

（３）契約に係る上記協議が不調の場合は、審査において第２位となった旅行代理店と同様の手続を行うものとする。

（４）このプロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

（５）提出された書類は返却しない。

12　問合せ先

　　　〒380-0872　長野市南長野聖徳545-1　長野県スポーツ会館

　　　　　　　　　公益財団法人長野県体育協会

事務局長　小林　和彦　　総務係長　大久保　憲一

　　　　　　　　　TEL　026-235-3483 FAX 026-232-6528

E-mail 　naganoken@japan-sports.or.jp